

「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領

令和 7 年 4 月 制 定
一般社団法人宮城県農業会議

1. 趣 旨

農業委員会組織は、平成 11 年度から地域農業の持続的な発展に向けた全国運動を開始し、平成 28 年度から改正農業委員会法の下、農地利用の最適化に取り組んでいる。

令和 5 年度から 6 年度までは、改正農業経営基盤強化促進法等により法定化された「地域計画」の策定に向けて、市町村、関係機関・団体と協力しながら目標地図の素案作成や地域の話し合いなどに取り組み、農業者の意向を計画に反映する役割を担ってきた。

一方、地域計画の実現に向けては、本県において全農地の 16% に及んでいる所有者不明農地が課題となることが懸念され、農業委員会組織では、所有者不明農地の解消にこれまで以上に力を入れるとともに、発生要因である不在地主への対応にも取り組むことが求められる。

また、改正食料・農業・農村基本法の基本理念の柱である食料安全保障の実現のためには、農地の確保と適正利用が不可欠であり、令和 7 年 4 月施行の改正農業振興地域の整備に関する法律や改正農地法を適切に運用して、優良農地の確保に努めることが重要である。

これらの状況や、地域農業及び地域の農地利用の指針となる地域計画ができたことを踏まえ、令和 7 年度以降は、農業委員会組織は市町村、関係機関・団体及び農業者と密接に連携しながら、農地の利用調整やマッチング等に取り組み、地域計画を実現するための取り組みを本格化させるとともに、地域の話し合いや担い手との意見交換等を通じて計画をブラッシュアップするための取組を本格化させるなど、農地利用の最適化活動をより一層推進するものである。

2. 運動の目標

- | |
|--|
| (1) 地域計画の実現とブラッシュアップ
(2) 農地の確保と適正利用の推進
(3) 農地利用の最適化活動の推進 |
|--|

3. 運動の主体

市町村農業委員会、宮城県農業会議（宮城県農業委員会ネットワーク機構）、全国農業会議所（全国農業委員会ネットワーク機構）が組織を挙げて進めるもので、運動の推進に当たっては、行政、農地中間管理機構、JAグループ等の関係機関・団体と連携を図る。

4. 運動の期間

運動の期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 カ年度とする。

なお、大きな情勢の変化が生じた場合は、期中においてもその内容を見直す。

5. 運動の内容

3つの運動目標を実現するため、以下の取組を実施する。

(1) 地域計画の実現とブラッシュアップ

1) 地域計画を運用するための体制の構築

市町村や関係機関・団体との間で地域計画の実現に向けた活動や役割分担、スケジュール等を決めるとともに、進捗状況や課題を定期的に共有する仕組みを構築する。

2) 地域の話し合いの継続

地域計画の実現やブラッシュアップを進めるため、市町村、関係機関・団体及び農業者が参加した地域の話し合いを継続する。農業委員会は引き続き主催者の一員として話し合いに参画する。

3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画を実現するため、農業委員会は市町村、関係機関・団体及び農業者と連携して、次の取り組みを実施する。

① 目標地図に位置付けられた者への農地の権利移動

目標地図に位置付けられた者が希望する時期に農地を利用できるよう、地権者への働きかけや利用調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携強化

農用地利用集積等促進計画による貸借を進めるため、同計画の原案作成等に市町村と連携して協力する。また、同機構の地域コーディネーターや担当職員等と日常的な情報交換を行うなど同機構との連携に努める。

③ 活用できる国の補助事業の紹介

農業者等への周知にあたっては、地域計画と関連して活用可能な「地域計画実現総合対策」等の国の補助事業を紹介するなど、実現に向けた取組を後押しする。

4) 地域計画のブラッシュアップに向けた取組

地域計画は実情に応じて柔軟に変更することが求められ、特に、現況に近い目標地図や受け手未定地の多い目標地図を作った地域にあつては、計画のブラッシュアップが必要ため、農業委員会は、関係機関等と連携して次の取り組みを実施する。

① 10年後の受け手の特定

10年後の受け手となる耕作者が決まっていない、または高齢者が耕作する農地が多くある目標地図を作成した地域にあつては、話し合いや利用調整により受け手の特定を行う。

② 農地の集積・集約化の推進

地域計画に位置付けられた農業者が耕作しやすい環境を整備するため、農地の集積・集約化を進める。農地の集約化では、担い手同士が直接意見交換する場を設定する等して、意向を把握しながら取り組むとともに、農地の賃借料の違いが課題になる場合もあるため、賃借料を拘束しないよう注意しながら、地域水準の賃借料情報の提供等についても検討する。

③ 担い手不足への対応

受け手となる農業者が不足・不在の地域にあつては、地域の関係機関や農業者等と連携し、地域外の受け手を迎え入れるための検討を行う。その際、ア) 耕作してほしい農地、イ) 地域の支援方策、等を話し合い、合意したことを地域計画に記載する。農地や対象者が明確になった場合には、目標地図上に「地域外の担い手推奨エリア」、「新規就農推奨エリア」、「有機農業推奨エリア」等とエリア設定をして、地域外から人材を呼び込むためのPRに活用する。

④ 農地の粗放的利用

農地所有者がこれまでのように耕作ができず、すぐに受け手が見つからない農地にあつては、景観作物やエネルギー作物、鳥獣緩衝帯等により農地を粗放的に利用するなど、維持・管理の省力化に努める。

5) 地域計画の浸透

地域のすべての農業者が地域計画を理解するよう、市町村の公表に留まらず、農業委員会においても農業委員会だよりや自身のホームページでの周知に努める。また、不在地主を含む土地持ち非農家に対しても可能な範囲で周知を図る。

6) 地域計画外の農地への対応

地域計画の範囲に入っていない農地についても、円滑な権利移動や遊休農地対策等により農業利用が継続されるよう支援する

(2) 農地の確保と適正利用の推進

1) 農地の確保への取組

優良農地が農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農用地区域」に指定されるよう市町村に対して働きかけを行う。特に、令和6年の改正で新たに対象となった地域計画内の農地が農用地区域に編入されるように取り組む。また、農用地区域からの除外が行われる際には、荒廃農地の解消等の影響緩和措置が図られるように都道府県や市町村と対応を検討する。

2) 農地の適正利用の取組

① 改正農地法への対応

令和6年の農地法改正により、農地の権利取得の許可要件として新たに加わった「農作業に従事する者の配置の状況」と「農業関係法令の遵守の状況」の確認等を通じて、不適切な農地取得を防止する。

② 営農型太陽光発電に係る農地転用への対応

令和6年度に営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いが農地法の施行規則及びガイドラインに位置付けられる等、制度の厳格化が図られた。しかしながら、依然として下部農地で適切な営農に至っていないなどの事案が発生していることから、関係機関と連携し、改善の働きかけを強化するなど、下部農地の適正利用を確保する。また、悪質な事業者等については、農業委員会組織で情報を共有し、適切に対応する。

③ 無断転用への対応

農地の無断転用を確認した場合は、速やかにその現況や経緯、事情を調査し、早急

な是正指導を行うとともに県に報告する。

3) 所有者不明農地への対応

農業委員会は、所有者不明農地を解消し円滑な農地利用を実現するため、探索・公示手続きを経て農地中間管理機構に利用権設定する「所有者不明農地制度」（平成30年創設）を周知するとともに活用し、所有者不明農地の解消を図る。同時に、農地所有者に相続登記の義務化を周知するなど、所有者不明農地発生未然防止に取り組む。

① 耕作者がいる所有者不明農地の解消

耕作者に対して、所有者不明農地制度を使って適切に権利設定するよう働きかける。地域計画内の所有者不明農地については、受け手の意向を尊重しながらできるだけ早期に解消を図る。

② 耕作者がいない所有者不明農地の解消

近隣の耕作者への声掛けなどを通じ、借り手を募り、借り手が見込めた場合には所有者不明農地制度を使って解消を図る。

③ 所有者不明農地の発生防止

所有者不明農地の発生を未然防止するため、農地所有者に対して相続登記の義務化について周知徹底を図る。周知にあたっては、市町村の戸籍所管部署などと連携して取り組む。

4) 不在地主への対応

不在地主の所有する農地は将来的に所有者不明農地となる可能性が高いため、不在地主との繋がりを維持・強化する次の取り組みを実施する。

① 相談対応等の実施

不在地主から農地の相談を受けた際は、当該農地の所在地や現況などを明らかにした上で、借り手探しに協力する。農地の所在地や状況等を把握していない場合には、場所を案内するなど、現状の把握を促す。

② 意向把握の実施

不在地主の所有する農地の利用意向について、将来も含めて把握する。今後所有する予定の相続人については、現在の所有者を通じ、相続時の申請等を促す。

③ 農地相談会などの実施

農地を活用しないまま放置している不在地主に対しては、農業委員会窓口への来訪や担当地区の委員への連絡を呼びかける。

④ 委員の繋がりを通じた周知

農地を活用しないまま放置している不在地主に連絡が取れない場合には、担当地区の委員が縁故者等の地元の繋がりを通じて連絡先等の把握に努める。なお、所有者不明農地の発生防止の模範を示すため、まずは委員が自身の相続人に対して、農地の所在地や管理義務等を周知する。

(3) 農地利用の最適化活動の推進

1) 担い手への農地の集積・集約化

地域計画策定の過程で実施した農地利用の意向把握や地域の話し合いを踏まえ、令和7年度以降は地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組と一体的に農地の集積・集約化に取り組む。

地域計画外の農地についても、可能な限り集積・集約化に取り組み、将来にわたって有効利用できる環境を整える。

2) 遊休農地の発生防止・解消

① 農地パトロール（利用状況調査）の実施

法令に従い管内すべての農地の利用状況を確認する。遊休農地の判定は原則として目視で行うが、令和4年度より、明らかに遊休農地でない場合には衛星写真やドローン等の無人航空機で撮影された画像を活用できるようになったことを踏まえ、先進事例等の活用について検討する。タブレットを導入している農業委員会は調査時に携行し、対象農地の特定や調査結果の入力等に活用する。

また、調査を実施する委員によって判定結果が異なることがないように、調査前に遊休農地の区分や判定方法、重点的に確認する農地等の共通認識を図る。

② 農地の利用意向調査の実施

農地パトロール（利用状況調査）で把握した遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び第2号の農地）については、所有者等に対して着実に利用意向調査票を発出する。

③ 農地中間管理機構と連携した措置

ア) 利用意向調査を踏まえた農地中間管理機構への通知

利用意向調査で農地中間管理事業の活用を求める回答があった場合は、必ず農地中間管理機構へその旨を通知する。

イ) 表明した対応を取らない者への指導

前年に実施した利用意向調査で意思表明したとおりの対応が図られていない場合は、6カ月を待たずに現地確認を行い、実施するよう指導する。

3) 農業委員会サポートシステムの利用促進に向けた取組

農業委員会サポートシステム（以下、「サポートシステム」という。）の適切な運用とともに、農業委員会等における農地行政の適正執行および農地利用の最適化に資するよう下記のとおり利用促進を図る。

ア) 農業委員会

サポートシステムの日常的な利用を進め、データを定期的に更新するほか、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合による精度向上に努め、農地行政の適正執行および農地利用の最適化等に利用する。

イ) 県農業会議

農業委員会のサポートシステムのデータ更新状況や利用状況、課題等について把握するとともに、全国農業会議所と連携して利用促進に向けた相談・支援及び研修会の開催等を実施する。

また、サポートシステムの利活用の優良事例や独自の工夫などの収集と情報提供等を行う。

ウ) 全国農業会議所

サポートシステムの利用促進に向けた操作資料の提供や研修会の開催等を実施するとともに、農地制度の改正および農業委員会等からの意見・要望等を踏まえた機能改修等を行う。

農業委員会での利用の優良事例や独自の工夫などを横展開する。

4) 新規参入の促進

① 新規就農の支援

農業者不足が深刻な課題となっていることから、農業委員会は、県や市町村、J A等の関係機関・団体と連携した新規就農支援を実施する。農地の権利移動の手続き支援に留まらず、農地の利用調整・あっせんや就農希望者の相談対応等にも取り組み、新規就農者の円滑な就農を支援する。就農地を探す際には、地域計画で受け手が決まっていない農地の中から条件に合った農地を紹介する。

就農後は、担当地区の委員が地域における指導者・相談役となり、地域の農業者への顔つなぎや経営相談に対応するなど農業委員会活動として、新規就農者の定着を支援する。

こうした取り組みが効果的な支援となるよう市町村やJ A・県農業会議・県普及組織等の関係機関・団体との間で役割分担し、定期的な情報共有・意見交換の場を設ける。

② 新規参入の支援

県の相談窓口等と連携し、農地のリース方式による一般企業等の農業参入を支援する。就農地を探す際には、地域計画で受け手が決まっていない農地の中から条件に合った農地を紹介する。

5) 担い手の確保・育成

担い手不足を解消するため、農業委員会は、県農業経営・就農支援センターと連携し、集落営農の組織化や法人化を後押しするとともに、地域の農業者に対して認定農業者や市町村基本構想水準到達者となるよう働きかけを強化する。

既存の担い手に対しては、複式簿記や青色申告の推進、補助事業の紹介等の経営改善に資する支援を関係機関とも連携して行う。また、地域計画等の地域の話し合いには担い手が必ず参加するよう市町村等と協力して呼びかけを徹底する。

6) 農業者年金制度の周知徹底

地域計画に多様な農業者が位置付けられるようになったことから、多様な農業者等に対しても農業者年金制度が浸透するよう、周知方法や働きかけの対象を見直す。地域計画の話し合いの際等にも同制度の周知を図る。

7) 農業者の意見の汲み上げと農政への反映

① 地域の農業者等との意見交換会、集落座談会等の実施

毎年全ての農業委員会において、認定農業者をはじめとする地域の農業者等と意見交換会や集落座談会等を実施する。

② 関係行政機関等への意見の提出

意見交換会等で出された意見や要望を踏まえ、農業委員会法第38条の意見の提出として市町村長をはじめ関係行政機関等へ提出する。提出した意見は県農業会議や全国農業会議所と情報共有し、現場の声を踏まえた政策提案に繋げる。

8) 委員の日常活動と活動記録の徹底

① 委員の日常活動

農業委員と農地利用最適化推進委員がそれぞれの地元や担当地区において農地の状況や担い手の動向をこまめに把握することが農地利用の最適化の出発点となることから、特に以下3つの日常活動を実施する。

ア) 農地の見守り活動

担当地区の農地を日常的に見守る（日常的な農地パトロール）。

イ) 農家への声かけ活動

担当地区の農家に声をかけ、営農意向や経営状況等を確認する
（降雪地域においては電話、メール等も活用）。

ウ) 打ち合わせ・情報共有

農業委員会事務局や班活動のメンバーと月1回など定期的に打ち合わせをする。

② 意欲的な活動日数目標の設定

令和4年2月に発出された農林水産省の通知（ガイドライン）に基づき委員の活動日数目標を設定する際には、農業委員会全体で取り組む活動及び委員の日常的な活動の両方を合わせた日数として、日常活動を活発に行うことを踏まえ、各農業委員会においてできるだけ意欲的な日数目標を設定する。

また、活動強化月間の設定にあたっては、前年度の活動において支障となった事項の解消を優先して定める。

③ 活動記録の記帳の徹底

農業委員と農地利用最適化推進委員が実施した活動は、日常活動も含めてすべて活動記録簿に記帳する。活動記録簿は毎月事務局に提出し、事務局職員と意見交換するなど、早期に情報共有を図る。

9) 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性や若者の登用促進

男女の機会均等や多様性のある社会の実現を目指し制定された第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性の割合を30%以上にする目標が設定されているが、令和7年1月時点の県内の女性農業委員の割合は21.4%（農地利用最適化推進委員は5.8%）に留まっている。また、県内の全農業委員会において女性委員が複数名登用されるように推進しているところだが、3町の農業委員会において女性委員が1名に留まっており、農業委員会の多様性を確保するためには、女性の委員を増やすことが不可欠であり、農業委員会組織では女性委員組織等と連携して、以下の目標の実現に取り組む。

① 女性の農業委員が1人の農業委員会をなくす

② 農業委員に占める女性の割合を30%にする

10) 持続可能な農業・農村づくりの支援

人口減少や高齢化等の地域課題に対して、農業委員会は地域の一員として市町村や関係機関・団体等と連携した支援を実施する。地域住民の地域農業への理解や共感を呼び起こすための取り組みも実施する。

① 多様な農業者の参入・育成

農業の担い手が不足している地域においては、受け手となる農業者を迎えるための環境整備に取り組む。地域で合意した場合には、担い手だけでなく、定年帰農や半農

半X等の多様な農業者の受け入れも支援する。

② 食育や食農教育の実施

農地を活用した食農教育や地元産農産物を使った学校給食等を通じ、地域住民の地元への帰属意識を高めるとともに、地域農業への理解増進に取り組む。

11) 農地利用最適化交付金の有効活用

農業委員会組織予算として措置されている各種事業を有効に活用する。農地利用最適化交付金は執行率の低さから予算額が年々減少しており、組織を挙げて活用に取り組む。とりわけ、事務費として配分される農業委員会の実績に応じた交付金（予算額の20%以内）を活用することが喫緊の課題であり、人件費や業務委託費、通信運搬費など、最適化活動に取り組む際の経費として、それぞれの農業委員会の状況に応じた活用方法を検討する。

12) 農業委員会組織を挙げた情報提供活動の強化

農業・農村の実態と農業委員会活動を広く周知するため、組織紙である「全国農業新聞」と組織で出版している「全国農業図書」を活用した情報提供活動を強化する。農村部においても農業離れが加速しているため、様々な機会を通じ、農業者だけでなく消費者、土業団体等に対して購読を呼びかけ、農業への国民理解を醸成する手段として利用する。地域計画等の地域の話し合いの場においては、全国農業新聞や全国農業図書を使った情報提供を行い、農業政策への理解を深める。

また、地域住民に農業委員会活動への理解と共感を得るため、「農業委員会だより」や市町村広報を活用した「活動の見える化」に取り組む。

6. 運動の進め方

(1) 市町村農業委員会

運動の推進にあたっては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が、前年度の取組成果や課題を踏まえて十分に協議の上、目標設定や活動計画を策定し、農業委員会が一丸となって取り組む。

1) 推進体制の確立

- ① 運動の推進にあたっては、農業委員会は、県農業会議と協力しながら取り組む。地域計画の運用や見直しにおいては、市町村やJ A、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関と連携して取り組む。
- ② 農業委員会総会において「運動の推進に関する申し合わせ決議」や農業委員会会長を本部長とする「〇〇運動推進本部」（仮称）を設置するなど、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が同じ問題意識を持ち、同じ方向性を持って推進するための環境整備に努める。

2) 活動計画の策定

- ① 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成が令和5年度から義務化されたところであり、情勢の変化を適切に捉え、委員の意見を踏まえて、定期的に見直す。3年ごとの改選時には、方針の趣旨や目標について全委員に周知の上、委員個々

が共通認識を持って推進する。

- ② 当該年度の活動計画を策定する際、活動目標（可能な限り数値化する）と具体的な取組手法、実施時期、役割分担、強調月間、重点地区の設定などに留意する。
- ③ 活動計画が実態に合わなかったり状況に変化が生じたりした際には、運動期間中であつても適宜計画の見直しを行う。

3) 活動記録による進捗状況の管理

- ① 農業委員会ごとに定めた活動計画に基づき着実に実施するよう、事務局は進捗管理に努める。
- ② 農業委員、農地利用最適化推進委員は、毎月の総会時等定期的に記帳した活動記録簿を事務局へ提出する。
- ③ 委員から提出された活動記録簿の中に農地の貸借・売買に関する意向等がある場合には、速やかに農業委員会内で情報共有する。

4) 活動の点検・評価・公表

事業年度終了後は3カ月以内に農業委員会活動の実績報告についてインターネットや農業委員会だより等を通じて適切に公表する。併せて、全農業委員会の取組目標及び点検・評価等を全国農業会議所のホームページに掲載することで、「農業委員会活動の見える化」を図る。

(2) 県農業会議

農業委員会の運動の取組を支援するため、情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連携を密にし、以下の対策を実施する。

1) 推進体制の確立

- ① 地域の実態に即してきめ細かく運動を推進していくため、理事会において農業委員会の取組状況や先進的な取組のノウハウ等を情報共有し、農業委員会における運動の推進体制強化を支援する。
- ② 県、JA組織、農地中間管理機構等の関係機関・団体との連携により、市町村段階の取組を支援する体制を構築する。

2) 活動計画等の策定支援

- ① 農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の定期的な見直しを支援する。
- ② 農業委員会が活動計画を策定する際には、担い手への農地集積面積、遊休農地解消面積、新規就農対策等の農地利用の最適化活動の数値目標や委員の活動日数、具体的な取組手法、実施時期、役割分担、強調月間、重点地区などが適切に設定されるよう支援する。

3) 計画的な活動実施の支援

農業委員会が農地利用の最適化や地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた取り組みを計画的に実施できるよう支援する。

4) 巡回指導等による農業委員会活動のフォローアップの徹底

農業委員会への巡回等を実施して、日常的に支援する体制を構築する。巡回時には取組の進捗状況や課題を確認して、改善のために必要な助言をするほか、県内の農業委員会の取組状況を紹介する。把握した進捗状況や課題は、常設審議委員会や研修会等の機会を利用して、組織内で情報共有を図る。

5) 活動の点検・評価

農業委員会活動と同様、PDCAサイクルの点検・評価、改善を通じて、都道府県段階の活動を向上させるとともに、必要に応じて活動計画の見直しを行う。

6) 啓発・普及活動

優良事例を全国農業新聞で取り上げるなど、運動をPRするとともに、他の農業委員会への波及効果が発揮されるよう横展開を図る。また、「農業委員会だより」や市町村広報紙、有線放送、CATV、農業委員会ホームページなどの活用を促し、市町村における啓発活動を推進する。

この場合、全国農業会議所等が作成する全国農業新聞特集号やポスター、パンフレット、チラシなどを積極的に活用する。

(3) 全国農業会議所

市町村農業委員会及び都道府県農業会議の運動の目標設定や点検・評価の情報を共有して、その取組を支援する。また、活動の参考となる事例の収集にも取り組む。

1) 農業委員会、農業会議への支援・協力

全国農業会議所に「全国運動推進本部」を設置し、市町村農業委員会及び都道府県農業会議の取組を支援する。

また、農業委員会等の取組を広く情報発信するため、取組事例等を収集して、農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト等において情報提供する。

2) 政策提案等の実施

各地域での運動を通じて積み上げた農業・農村現場の声を踏まえ、農業委員会組織の意見として取りまとめ、政府・国会等への政策提案を実施する。

3) 諸事業の実施と予算確保

運動の推進に関連する農地・経営・人材関係諸事業の実施並びに農林・農業委員会関係予算の確保対策等に努める。

4) フォローアップの支援

市町村農業委員会と都道府県農業会議が行う活動状況の点検・評価及び活動計画に対するフォローアップ活動を支援する。

5) 普及啓発資料等の作成・配布

運動を推進するための実践的な手引書や取組事例を、全国農業新聞の記事、ポスター、全国農業図書のリーフレット等に整理して、情報提供する。

6) 農地利用最適化交付金の活用支援

農林水産省に対し運用の改善を常時働きかけるとともに、上乗せ報酬条例の整備と交付金の活用方法の例示に努める。